

笠岡放送株式会社（ゆめネット）光テレビサービス加入契約約款

笠岡放送株式会社（以下「甲」という）と、甲が提供する有線テレビジョン放送施設によりサービス提供を受ける者（以下「乙」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、次の条項によるものとする。

第1条 サービスの提供

甲はサービス提供区域（以下「業務区域」という）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営に当たる。

また、乙に次のサービスを提供する。

1. 基本放送サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送および超短波放送のうち、甲が定めた放送の同時再送信サービスならびに自主放送サービス。

2. 有料放送サービス

放送法第2条に定める「基幹放送事業者」が行う有料放送の同時再送信サービス。

ただし、有料放送サービスは前項に定める基本放送サービスを利用する場合に限る。

なお、BS放送ならびに東経110度CSデジタル放送の再送信については、基幹放送事業者による「有料放送役務標準契約約款」において「第三者」による伝送という位置づけとする。

第2条 契約の単位

1. 加入契約は、加入世帯引込線1回線ごとに行うものとする。
2. 引込線1回線により複数世帯および複数企業が加入する場合には、各世帯および各企業ごとに契約を行うものとする。

第3条 契約の成立、期限

1. 加入契約は、乙が所定の加入申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出し、甲が承認したときに成立するものとする。

ただし、次の号に該当する場合には、承認しないことがある。

- ①各種料金の支払いを怠る恐れがあると認められるとき。
- ②本約款に違反する恐れがあると認められるとき。
- ③本施設の構築が困難であると判断されるとき。

2. アパート、マンション等の集合住宅施設への加入申込みについては、原則として物件の権利を有する者（以下「家主」という）が代表して届出るものとする。

入居者が申込む場合には、家主の承認をあらかじめ得ておくものとする。

3. 加入契約の有効期限は、契約成立の日から契約解除または加入取消しまでの期間とする。

第4条 料金等

1. 乙は、甲が定める別表の料金表により、工事費、利用料金及び事務手数料を支払うものとする。
2. 工事費及び事務手数料は、工事完了後に支払うものとする。
3. 利用料金は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の2ヶ月後から支払うものとする。
4. 日本放送協会（NHK）の受信料は利用料金に含まないものとする。従って、乙は別途NHKに放送受信料を支払うものとする。

5. 工事費、利用料金及び事務手数料には、有料放送サービスの契約料金および視聴料金は含まないものとする。
従って、乙は第1条第2項に定める施設を使用し視聴をする場合は、別途、基幹放送事業者と契約する必要がある。
6. 視聴方法、視聴料金の支払い、免責の扱いなど、契約条件は全て「人工衛星によるデジタル放送にかかる有料放送役務標準契約約款」に基づいて対応されるものとする。
7. 物価の変動、設備の更新等の理由により、甲が諸料金を改訂した場合、乙は改訂された料金を甲に支払うものとする

第5条 利用料金の支払い

1. 利用料金の支払いは、6ヶ月分を1月および7月に前納で支払うものとする。
ただし、甲と乙との合意に基づく場合についてはこの限りではない。
2. 利用料金の支払い方法は、口座振替もしくは甲と乙との合意に基づく方法により支払うものとする。

第6条 利用料金の減額及び免除

1. 乙が次の号に該当する場合は、所定の申請書に所要事項を記載のうえ甲に提出することにより利用料金を減額もしくは免除できるものとする。
 - ① 70歳以上の独居老人または世帯主が身体障害者手帳2級以上を所持している場合は、利用料金を減額できるものとする。
 - ② 生活保護法に規定する扶助を受けている場合は、利用料金を免除できるものとする。

第7条 施設の設置及び費用の負担等

1. 甲は、甲の業務を行うための施設（以下「本施設」という）のうち送信所からクロージャーボックスまでの施設の設置に要する費用を負担するものとする。
2. 乙は、本施設のうちクロージャーボックスから光コンバータまでの設置に要する費用を負担するものとする。
3. 本施設のうち送信所から光コンバータまでの施設（以下「甲の施設」という）は甲の所有するものとし、甲の施設以降（光コンバータの出力端子以降）の施設（以下「加入者施設」という）は乙が所有するものとする。
4. 甲の業務に必要な施設の設置工事は、甲または甲が指定する業者が行うものとする。
5. 光コンバータは甲の所有とし、乙へ貸与する。
また、加入契約解約時には、乙は甲にこれを返還しなければならない。
6. 乙は、甲のサービスを受容するために必要とする施設と、甲が契約している以外の受信設備との相互接続をしてはならない。
ただし、甲と乙との合意に基づく接続についてはこの限りではない。

第8条 便宜の提供

1. 乙は、甲または甲が指定する業者が設備の検査、修理を行うために乙の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとする。
2. 乙は、加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者がいるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

第9条 加入契約の休止等

1. 乙は、甲のサービスの提供を休止または再開を希望する場合は、所定の申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出するものとする。
2. 休止の期間は、甲のサービスを停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間とし、その期間の利用料金については、第4条の規定に関わらず無料とする。
3. 休止又は再開に要する費用は、乙が負担するものとする。

第10条 設置場所の変更等

1. 乙は、業務区域内に限り、光コンバータ等の設置場所を変更することができる。
2. 乙は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合は、所定の申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出するものとする。
3. 設置場所を変更するために必要な工事は、甲又は甲が指定する業者が行うものとする。
4. 設置場所の変更に要する費用は、乙が負担するものとする。

第11条 名義の変更

1. 次の場合において、乙の異動が生じる場合は、甲の確認を得て、新乙は旧乙の名義を変更することができるものとする。
 - ①相続の場合。
 - ②新乙が加入契約に定める旧乙の受信機の設置場所において、甲のサービスを受けることについて旧乙の権利義務を継承する場合。
2. 新乙は、前項の規定により名義を変更しようとする場合は、所定の申込書に所要事項を記載のうえ、別途、事務手数料を添えて甲に提出するものとする。
3. 事務手数料は、甲が定める別表の料金表によるものとする。

第12条 加入契約の解除

1. 乙は、次条に定める場合を除いて、加入契約を解除しようとする場合、所定の申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出するものとする。
2. 前項により加入契約を解除した場合、すでに支払われた工事費及び事務手数料については、原則として返金しないものとし、利用料金については、契約解除した日の属する月の翌月以降の料金を返金するものとする。
3. 契約を解除した場合、クロージャーボックスから光コンバータまでの施設は原則として撤去するものとする。
ただし、甲と乙との合意に基づく場合についてはこの限りではない。
4. 加入契約の解除及び施設の撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。
なお、施設の撤去に伴い乙が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、復旧に要する費用は、乙が負担するものとする。
5. 再度加入契約をしようとする場合、乙は所定の加入申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出するものとする。
なお、再加入に要する工事費及び事務手数料は、乙が負担するものとする。

第12条の2 初期契約解除

1. 乙は、放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約書面（電子交付による場合を含む。）を受領した日から起算して8日以内は、書面をもって本契約を解除することができる。
2. 前項の場合、甲は乙に対し、以下の費用等を請求することができるものとする。
 - (1) 契約解除までに提供されたサービスの利用料
 - (2) 契約解除までに実施された工事費（別表）
 - (3) 契約締結費用（事務手数料）（別表）

第13条 サービス業務内容の変更

1. サービス業務内容は、甲の都合により総務大臣に届出たうえ、変更することがある。
なお、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとする。
2. サービス業務内容を変更する場合は、変更内容をあらかじめ乙に通知するものとする。

第14条 自主放送番組

1. 甲は、都合により事前に予定した放送内容を変更することができる。
なお、放送内容の変更によって起こる損害の賠償には応じないものとする。

第15条 無断使用、著作権及び著作隣接権侵害の禁止

1. 乙は、配線、記録媒体等により甲が提供するサービスを不特定または多数人に対して有償、無償にかかわらず上映、配信、販売、録画機器、インターネット、移動体通信装置、その他の方法による複製およびかかる複製の上映、その他甲が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為を禁止する。
ただし、個人的又は家庭内、その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合はこの限りではない。

第16条 乙の義務違反による停止等

1. 甲は、次の号に該当すると認められる場合は、乙に勧告のうえサービスの提供を停止もしくは加入契約を取消しできるものとする。
 - ①本約款に基づく規定に違反したとき。
 - ②本施設の管理上、特に支障があるとき。
 - ③公益の確保のため、特に必要があるとき。
 - ④乙が本施設を故意に破損したとき。
 - ⑤利用料金を2回分（12ヶ月分）延滞したとき。
 - ⑥前条項に掲げるものの他、乙が本施設の運営上著しい支障を及ぼす行為をしたとき。
2. 乙は、未払いの利用料金等がある場合は、これを納付する義務を負うものとする。
3. 本条による取消しの場合、クロージャーボックスから光コンバータまでの施設は原則として撤去するものとする。
なお、撤去に伴い乙が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、復旧に要する費用は、乙が負担するものとする。
4. 本条による取消しの場合、利用料金等については、原則として返金しないものとする。
5. 前各項により加入契約を取消した場合、乙が別途支払ったNHKの受信料及び衛星放送のサービス視聴料金、有料放送サービスの契約料金及び視聴料金が返金されず乙に不利益、損害等が生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

第17条 停止等の解除

1. 甲は、第16条に基づきサービスの提供を停止もしくは加入契約を取消したのち、乙が本約款履行を遵守した場合、サービス提供の停止もしくは加入契約の取消しを解除できるものとする。
2. 乙は、甲に別途定める負担金を添えて甲に申し出るものとする。

第18条 サービスの一時中断

1. 甲は本施設の維持管理の必要上、サービスの提供を一時中断することがある。
2. サービスの提供を一時中断する場合は、甲は事前に乙にその旨を通知するものとする。
ただし、緊急を要する事由がある場合はこの限りではない。

第19条 故障の調査及び修理

1. 甲又は甲が指定する業者は、乙から受信異常がある旨の申し出があった場合には、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。
2. 受信異常の原因が乙の所有する受信設備及び受信機による場合は、乙がその設備の修復に要する費用を負担するものとする。
3. 乙の故意又は過失により甲の施設に故障が生じた場合は、乙がその施設の修復に要する費用を負担するものとする。
ただし、甲が止むを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

第20条 責任事項

1. 第1条に定める全てのサービスが停止した場合、甲が停止を認知した時刻から起算して48時間以上連続したときに限り、損害を賠償するものとする。
2. 前項の場合において、甲がサービス停止を認知した時刻以降、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る）について日数を計算し、その日数に対応する利用料金等を損害とみなし、その金額に限り賠償するものとする。
3. 有料放送サービスが停止した原因が委託放送事業者によるものであった場合は、有料放送それぞれの契約約款によるものとする。
4. 甲の故意又は重大な過失によりサービスを提供しなかった場合は、前各項の規定は適用しないものとする。

第21条 免責事項

1. 甲は、天災地変、放送事業者施設の機能停止、その他甲の責に帰さない事由によりサービスの停止があった場合は、甲の責任外とする。
2. 落雷又は事故等により乙の受信設備及び受信機が破損した場合は、甲の責任外とする。

第22条 定めなき事項

1. 本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、甲、乙共に誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとする。

第23条 個人情報の取扱い

1. 甲は、加入契約により取得する乙の個人情報について、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業の各サービス
 - (2) 各サービスに付帯するサービス
 - (3) 各サービスを行うための配送、設置、施工、撤去、課金、請求、回収、督促、集金等の業務
 - (4) 問合せ、変更、廃止、苦情等の対応
 - (5) 全てのサービスの加入促進業務
 - (6) 番組視聴状況、志向調査等の業務
2. 甲は、前項の取扱いに必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することがある。
3. 甲は、次の各号を除き、乙以外の第三者に個人情報を提供しないものとする。
 - (1) 乙の同意を得た場合
 - (2) 裁判官発令する札状により強制処分として捜索、押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合。
 - (3) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）がなされた場合。
その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。
 - (4) 人の生命、身体及び財産等に対して差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

第24条 約款の改定

1. 本約款は、総務大臣に届出たうえ、改定することがある。

別表1. 工事費

1-1 標準工事費（引込み・宅内工事）

項 目	料 金
①戸建住宅	17,000 円 (税別)
②集合住宅（個別引込み）	17,000 円 (税別)
③集合住宅（分配器接続）	7,000 円 (税別)

1-2 その他の工事費（材料および施工費を含む）

項 目	料 金
①基本工事費 ※標準工事費が発生する場合は不要	2,000 円 (税別)
②屋内用2分配器（1個）	5,000 円 (税別)
③屋内用3分配器（1個）	6,000 円 (税別)
④屋内用4分配器（1個）	7,000 円 (税別)
⑤屋内用5分配器（1個）	8,000 円 (税別)
⑥屋内用6分配器（1個）	9,000 円 (税別)
⑦屋内用8分配器（1個）	11,000 円 (税別)
⑧屋外用2分配器（1個）	6,000 円 (税別)
⑨屋外用3分配器（1個）	7,000 円 (税別)
⑩屋外用4分配器（1個）	8,000 円 (税別)
⑪CATVブースター：定格出力95dB μ V（1個）	15,000 円 (税別)
⑫CATV・BS/CSブースター：定格出力95dB μ V（1個）	30,000 円 (税別)
⑬直列ユニット（1個）	3,000 円 (税別)
⑭同軸ケーブル（1m）	200 円 (税別)
⑮テレビチャンネル設定（1台）	1,000 円 (税別)
⑯録画機チャンネル設定（1台）	1,000 円 (税別)
⑰アンテナ取外し（1式）※取り外したアンテナの処分はできません。	5,000 円 (税別)
⑱VU/BS（CS）分波器（1個）	2,000 円 (税込)

別表2. 利用料金及び事務手数料

項 目	料 金	備 考
利用料金	1,800 円 (税別)	10,800 円 (税別) (6ヶ月分) × 2回 振替日: 1月10日、7月10日 ※土日、祝日の場合、翌営業日に振替
契約締結費用	3,000 円 (税別)	システム登録等の事務手数料
休止、再開費用	5,000 円 (税別)	サービス提供の休止及び再開 ※再開費用を含む
休止、再開費用 ※家屋の建替え等	20,000 円 (税別)	家屋の建替え等に伴うサービス提供の休止及び再開 ※再開費用を含む
移設費用	20,000 円 (税別)	業務区域内での施設の移動 ※引込線の張替えを要する場合
名義変更費用	2,000 円 (税別)	加入者名義の変更
解約費用	5,000 円 (税別)	加入契約の解除

附則

1. 甲は、特に必要がある場合において、本約款に特約を付することができるものとする。
2. 本約款は、平成23年1月10日より施行する。

本約款の改訂は、平成25年1月10日より施行する。

本約款の改訂は、平成26年4月1日より施行する。

本約款の改訂は、平成27年1月1日より施行する。

本約款の改定は、平成28年5月21日より施行する。